

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

「健康長寿やまなしプラン(平成27年度～平成29年度)」

No	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
1	第2章 高齢者を取り巻く状況 1 本県の高齢者の状況 (1)高齢化の状況 (5ページ)	「前期高齢者」、「後期高齢者」は、全ての県民が理解しているわけではないと考えられるので、用語の説明を加えた方が良いのではないかと。	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、前期高齢者、後期高齢者の初出箇所(1ページ、5ページ)に脚注を追加し、説明します。
2	第2章 高齢者を取り巻く状況 1 本県の高齢者の状況 (4)認知症高齢者の状況 (8ページ)	認知症高齢者を性別で見ると、女性の割合が多いのは、後期高齢者に女性が多いためと記載されている。しかし、5ページの図から見ると、後期高齢者の男女比は1:1.6であり、8ページの認知症高齢者の男女比は1:2.5となっており、認知症高齢者に女性の割合が多いのは、単に後期高齢者で女性の割合が多いのでは説明できない程度の差と考えられる。従って、「後期高齢者に女性が多いためと考えられます。」は主要な要因が後期高齢者に女性が多いからだと勘違いされる恐れがあるので、ここでは、「男女別では、女性の割合が多くなっています。」と事実を述べるにとどめたらどうか。	1	【その他】 一般的には、認知症の発症者数が男女で異なる主要因は、平均寿命の差によるものと考えられます。
3	第2章 高齢者を取り巻く状況 3 健康長寿やまなしプラン(平成24～26年度)の実施状況 4 国の動向と本県における課題 (2)本県における課題 (15ページ)	現行のプランの実施状況が記載されているが、その評価について触れられていない。15ページの「(2)本県における課題」のなかで、もし、現行のプランを評価して浮かび上がった課題があるなら、それを記載してはどうか。	1	【記述済み】 健康長寿やまなしプラン(平成24～26年度)の実施状況を踏まえて整理した課題を、第2章・4・(2)及び第3章・3の各項目についての【現状と課題】に記述しています。
4	第2章 高齢者を取り巻く状況 4 国の動向と本県の課題 (2)本県における課題 (15ページ)	P15には現時点でわかっている課題が列記されている。これらの課題の内、6番目の住民ボランティアやNPO団体等との連携において、財源が確保されるのか全く不明。民間を無償ボランティアで利用する姿勢が垣間見える。予算削減のためにボランティア等の民間を使うのはやめてほしい。この部分には基盤整備として財源の確保も明記してほしい。	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、14ページの地域支援事業に関する脚注を次のように修正します。 地域支援事業:要介護・要支援状態となることを予防するとともに、(中略)市町村が介護保険財源を活用して実施する事業。
5	第3章 基本目標と施策の展開 3 高齢者施策の展開 高齢者が安心して暮らせる地域づくり 【1】高齢者の健康づくりと介護予防の促進 【具体的な取り組み】 (2)市町村の介護予防の促進 (21ページ)	P21:生活支援コーディネーターは、いつ、どこで、誰が、どのようにして何人育成するのか明記してない。	1	【記述済み】 生活支援コーディネーターは、平成30年4月までに全市町村が、市町村区域及び日常生活圏域ごとに設置するものです。
6	第3章 基本目標と施策の展開 3 高齢者施策の展開 高齢者が安心して暮らせる地域づくり 【1】高齢者の健康づくりと介護予防の促進 【具体的な取り組み】 (3)地域リハビリテーションの推進 (22ページ)	P22:歯科衛生士、管理栄養士もバンクに入れてほしい	1	【その他】 介護予防の促進には、歯科衛生士や栄養士を含む専門職の協力が重要ですが、新たな専門職の活用支援策については、職能団体との連携を図りつつ、適切な手法の検討が必要と考えています。
7	第3章 基本目標と施策の展開 3 高齢者施策の展開 高齢者が安心して暮らせる地域づくり 【1】高齢者の健康づくりと介護予防の促進 【数値目標】 (23ページ)	P23:生活支援コーディネーター、歯科衛生士、管理栄養士の数も入れた数値目標を	1	【記述済み】 第3章・3・[6]において、生活支援コーディネーターについて、計画期間中に県内すべての市町村で配置することを、数値目標として掲げています。
8	第3章 基本目標と施策の展開 3 高齢者施策の展開 高齢者が安心して暮らせる地域づくり 【2】医療と介護の連携による在宅生活の支援 【施策の方向性】 (25ページ)	24ページの6行目に「…本人や家族を支える体制を構築することが重要です。」とあり、25ページの上の図の中心には「本人・家族」とあるが、施策の方向の中に「家族への支援」についての記載がない。現状を考えると、公的制度やインフォーマルサービスだけでは限界があり、どうしても家族の協力が必要な場面が多いので、家族への支援は大変重要だと考えられる。その意識を関係者に持ってもらうためにも、25ページの「施策の方向」の(1)に、例えば、「…進め、高齢者の在宅生活を継続するため、本人・家族への支援を推進します。」などと家族への支援を記載すべきではないかと。	1	【記述済み】 在宅医療と介護の連携推進については、地域支援事業の中で市町村が中心となって進めていきます。県としては、市町村が進める本人や家族を支える体制づくりを支援すること等により、高齢者の在宅生活の継続を支援します。

No	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
9	第3章 基本目標と施策の展開 3 高齢者施策の展開 高齢者が安心して暮らせる地域づくり 【2】医療と介護の連携による在宅生活の支援 【具体的な取り組み】 (1)多職種による医療と介護の連携 (2)市町村における在宅医療介護連携拠点の活用による連携体制整備の支援 (27ページ)	連携のためのキーパーソンとなるコーディネーターがいないと医療・看護・介護の切れ目のない連携は無理。キーパーソンの育成を実現し、退院時等のカンファラスに組み込む。関連してP27の在宅医療介護連携相談窓口は、県が主体となって実践で機能するような窓口にする。	1	【その他】 制度改正により市町村が設置することとなった、在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口等がコーディネート機能を担うこととなります。県は、先進事例の情報提供等を行い、市町村を支援します。
10	第3章 基本目標と施策の展開 3 高齢者施策の展開 高齢者が安心して暮らせる地域づくり 【3】施設・住まいの整備と在宅系サービスの普及 【現状と課題】 (28ページ)	「第5期計画」、「第6期計画」の説明が必要ではないか。	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、他の箇所の記述に合わせ、「第5期計画」を「前計画」に、「第6期計画」を「この計画」に修正します。
11	第3章 基本目標と施策の展開 3 高齢者施策の展開 高齢者が安心して暮らせる地域づくり 【4】介護人材の確保と資質の向上 【具体的な取り組み】 (1)介護人材の確保・定着の促進 (46ページ)	7番目の にある内容の最後の部分は、「努めます」ではなくにも変わらない。「実施します」にしてほしい。	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正します。 福祉・介護の仕事の魅力を周知するため、(中略)福祉のしごとガイドブックを作成し広報を推進します。
12	第3章 基本目標と施策の展開 3 高齢者施策の展開 高齢者が安心して暮らせる地域づくり 【5】市町村による多様な事業展開の促進 【施策の方向】 (49ページ)	(1)の内容を次のように変えてほしい。「県は、市町村の地域ケア会議開催の均てん化を視野に、会議を開催し参加します。」	1	【反映困難】 地域ケア会議は、市町村又は地域包括支援センターが主催して実施することとされており、県としては、アドバイザーの派遣などを通じて支援していきます。
13	第3章 基本目標と施策の展開 3 高齢者施策の展開 高齢者が安心して暮らせる地域づくり 【5】市町村による多様な事業展開の促進 【数値目標】 (51ページ)	地域包括支援センター職員研修の受講者数が、平成25年度で128人なのが、4年後の平成29年度で130人とは、目標が控えめすぎないか。	1	【その他】 地域包括支援センター職員研修のうち、例年、新任者研修については対象者のほぼすべてが、現任者研修については対象者の半数程度が受講しており、十分な受講状況が確保されていると考えています。今後も、これまでの実績と同程度の受講者数を見込んで数値目標を設定しています。
14	第3章 基本目標と施策の展開 3 高齢者施策の展開 高齢者が安心して暮らせる地域づくり 【6】多様な主体が支え合う地域活動の促進 【具体的な取り組み】 (1)NPO、ボランティアや高齢者による活動の振興 (53ページ)	52ページの「現状と課題」の下から4行目に「元気な高齢者がボランティア活動等を通じて、生活支援の担い手として活躍するようになれば、生きがいや介護予防にもつながる…」とあるように、高齢者をサービスを受ける主体としてだけでなく、サービスを提供する担い手として位置づけていくことが重要だと考えられる。その方向性を明確に示すため、例えば、「具体的な取り組み」(1)の5つ目のにおいて、「老人クラブの活動に…地域を支える活動や高齢者自らがサービスの担い手になる活動を促進します。」などとしてはどうか。	1	【記述済み】 高齢者の知識や経験を生かした地域を支える活動の中には、高齢者自らが担い手になる活動も含まれています。
15	第3章 基本目標と施策の展開 3 高齢者施策の展開 高齢者が安心して暮らせる地域づくり 【6】多様な主体が支え合う地域活動の促進 【具体的な取り組み】 (1)NPO、ボランティアや高齢者による活動の振興 (53ページ)	「具体的な取り組み」(1)の最後のこれは実施主体は市町村ではないか。県の計画として記載するなら、どこかに「市町村と連携して」等の表現を入れた方が良いのではないか。	1	【その他】 県が実施する、ソーシャルキャピタルの醸成を目的とした事業を記述しています。

No	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
16	第3章 基本目標と施策の展開 3 高齢者施策の展開 高齢者の尊厳の保持と安全の確保 【現状と課題】 (55ページ)	「要配慮者」は用語の説明を入れた方が良いのではないか。	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、要配慮者及び避難行動要支援者について、54ページ及び57ページに脚注を追加します。
17	第3章 基本目標と施策の展開 3 高齢者施策の展開 サービスの質の向上と介護給付適正化の推進 【具体的な取り組み】 (1)介護サービスの質の確保及び向上 (64ページ)	【具体的な取り組み】(1) 4番目の「事業者の…」の内容のうち、「公表制度」の内容が不明確。評価の指標を作成し公表してほしい。	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、介護サービス情報の公表制度について、64ページに脚注を追加します。
18	全般	最後に、3年間の数値目標一覧が必要	1	【修正加筆等意見反映】 巻末の資料編に、数値目標の一覧を掲載します。
19	全般	一つの項目に複数の図を使っている場合、本文中にどの図を参照すれば良いかを該当箇所に付した方が良い(親切な)のではないか。	1	【その他】 図表については、本文と逐次対照するというよりは、全体として随時に参照していただくことを想定しています。
20	全般	県の計画なので、県が実施主体でないものについて、県が実施主体であるかのような記述は避けるべきではないか。(その他のところにもあり) 例えば、「施策の方向」の(3)で「…サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。」、「具体的な取り組み」(1)の最初の で「…地域密着型を基本として特別養護老人ホーム等の整備を進めます。」、(2)の2つ目の で「…地域密着型サービスを促進します。」など	1	【その他】 県が自ら又は主体的に実施するものについては「推進」などと、市町村等が実施するものに対して支援するものについては「促進」などと整理して記述しています。